

第51回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年11月25日（金曜日）
午前10時

（受付開始は午前9時を予定しております。）

場 所

東京都品川区北品川5丁目5-15
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

お土産の配布を取り止
めさせていただいてお
ります。何卒ご理解く
ださいますようお願い
申し上げます。



株式会社 大 庄

（証券コード：9979）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては書面又はインターネット（パソコン、スマートフォン等）により事前の議決権行使をいただき、ご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。また、会場の関係上、ご用意できる席数に限りがあるため議場への入場をお断りする場合がございます。
- ・当日は非接触型体温計による検温の実施、マスクの着用、アルコール消毒等にご協力をお願いいたします。また、体調不良と見受けられる方の議場への入場をお断りする場合がございます。

目 次

● 第51回定時株主総会招集ご通知	1
● 事業報告	5
● 連結計算書類	18
● 連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	20
● 監査役会の監査報告書	23
● 計算書類	24
● 会計監査人の監査報告書	26
● 株主総会参考書類	28
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役3名選任の件	

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)

株 式 会 社 大 庄
代表取締役社長 平 了 寿

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット(パソコン、スマートフォン等)により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。また、会場の関係上、ご用意できる席数に限りがあるため議場への入場をお断りする場合がありますことをご通知申し上げます。

後記株主総会参考書類をご検討くださいます、お手数ながら2頁～4頁の「4. 議決権の行使等についてのご案内」、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、2022年11月24日(木曜日)午後5時50分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日(金曜日)午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
[末尾に記載の「第51回定時株主総会会場案内図」をご参照の上、お間違えないようご注意ください。]
※お土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項 (1) 第51期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第51期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



行使期限：2022年11月24日（木曜日）午後5時50分到着分まで

(2) インターネットにて議決権を行使いただく場合

4頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



行使期限：2022年11月24日（木曜日）午後5時50分まで

(3) 株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



株主総会
開催日時：2022年11月25日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

ご注意事項

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

(4) その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) インターネットによる開示について

本招集通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisy.co.jp/company/ir/stock.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び運用状況 ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表 ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

(6) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisy.co.jp/company/ir/stock.html>) に掲載させていただきます。

以 上

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限 2022年11月24日（木曜日）午後5時50分まで

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



「スマートフォン行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

「スマートフォン行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

クリック

その他のご案内

- 出席ご通知の電子配信ご利用のお届けの確実性を高めるために電子配信のクリックしてください。
- 出席ご通知の電子配信を行っている銘柄をご希望の方で、すでに登録したいメールアドレスの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や単元先着株式の異動請求などの機能は利用のご登録後こちらをクリックしてください。

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは出席ご通知の電子配信に記載されています。
- (電子メールにより招集)されている株主の場合は、招集ご通知電子メールを確認してください。

議決権行使コード:

入力

クリック **ログイン** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティ確保のため、パスワードを自分で入力してください。
- 議決権行使コードは出席ご通知の電子配信に記載されています。

議決権行使書用紙に記載のパスワード:

ご自身で入力するパスワード:

パスワードを再入力してください

パスワード:

パスワードを再入力してください

入力

クリック **登録**

パスワード変更画面が出ますので、お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、株主様のご使用になる「パスワード」を入力いただき「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策やワクチン接種普及等により一時持ち直しの動きが見られたものの、オミクロン株の拡大に伴い再び経済活動が抑制される等厳しい状況で推移いたしました。また、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化、急激な円安進行、物価の上昇等により依然として先行きは不透明な状況にあります。

外食業界におきましては、1月に再適用されたまん延防止等重点措置が3月21日に全面的に解除され少しずつ客足が戻りつつありましたが、7月からの新型コロナウイルス感染症の第7波による感染者数の再拡大に加えて、原材料価格や光熱費等の高騰の影響もあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況下において、当社グループは、「人類の健康と心の豊かさに奉仕する」という企業理念のもと、「日本の台所」の役割を果たすとともに、日本の食文化と居酒屋文化の発展に貢献するなどの基本方針にこだわり、軸をぶらさず誠実な店舗運営・事業運営を行ってまいりました。また、企業価値の向上を目指し早急な業績の改善を図るため、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、新業態を含めた業態変更の推進、リブランディングの推進継続、事業ポートフォリオ見直しによる外販事業やデリバリー・テイクアウト事業等の強化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進、VC（ボランタリーチェーン）事業の推進等の施策に取り組んでまいりました。

店舗展開におきましては、新規出店を10店舗、店舗改装を30店舗、店舗閉鎖を86店舗（うちVCへの移行を35店舗）行った結果、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、290店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や91店舗、大庄水産29店舗、日本海庄や24店舗、満天酒場16店舗、とり家および寿15店舗、築地日本海12店舗、ときわ亭10店舗、呑兵衛9店舗、築地寿司岩8店舗、塩梅8店舗、その他業態68店舗となっております。また、フランチャイズ店（VC店含む）の店舗数は95店舗となっております。

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ24.1%増加の35,799百万円となりました。

利益面につきましては、営業損失は5,390百万円（前年同期は営業損失5,949百万円）となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び雇用調整助成金4,929百万円を営業外収益に計上した影響等により、経常損失は410百万円（前年同期は経常損失5,818百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は770百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失4,864百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

前期の緊急事態宣言等による営業時間短縮及び臨時休業の実施が影響し、当社グループの既存店売上高が対前年比148.0%と増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ26.8%増加の19,887百万円となりました。

<卸売事業>

グループ外部取引先への食材等卸売が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ62.2%増加の5,917百万円となりました。

<不動産事業>

転賃を含む賃貸物件の家賃収入が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ26.0%増加の1,512百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

V C店舗の増加に伴い営業権利用料が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ13.2%増加の252百万円となりました。

<運送事業>

売上高は前年同期に比べほぼ横ばいの7,891百万円となりました。

<その他事業>

売上高は前年同期に比べ5.6%減少の338百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分				前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減							
				売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率						
					%		%		%						
庄	庄	水	や	5,145	17.8	6,342	17.7	1,196	23.3						
大	本	海	産	1,944	6.7	2,587	7.2	642	33.1						
日	地	日	や	2,006	7.0	2,052	5.7	45	2.3						
築	天	酒	海	940	3.3	1,222	3.4	282	30.0						
満	地	寿	場	435	1.5	869	2.4	434	99.8						
築	り	家	岩	720	2.5	835	2.3	114	15.9						
と	兵	丞	寿	630	2.2	830	2.3	199	31.6						
呑	き	わ	衛	211	0.7	393	1.1	182	86.4						
塩			梅	186	0.6	310	0.9	124	66.7						
と			亭	1	0.0	262	0.7	260	—						
そ			他	3,459	12.0	4,181	11.7	721	20.9						
飲	食	事	業	計	15,682	54.4	19,887	55.6	4,204	26.8					
卸	売	事	業	計	3,649	12.7	5,917	16.5	2,268	62.2					
不	動	産	事	業	計	1,199	4.2	1,512	4.2	312	26.0				
フ	ラ	ン	チ	ャ	イ	ズ	事	業	計	222	0.8	252	0.7	29	13.2
運	送	事	業	計	7,723	26.8	7,891	22.0	167	2.2					
そ	の	他	事	業	計	358	1.2	338	0.9	△20	△5.6				
	合	計			28,836	100.0	35,799	100.0	6,963	24.1					

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は757百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が746百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が11百万円であります。

なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開店月	店名
1	2021年10月	と き わ 亭 赤 羽
2	2021年10月	満 天 酒 場 赤 羽
3	2021年11月	庄 や 大 宮 南 口
4	2021年11月	満 天 酒 場 北 越 谷
5	2021年12月	大 庄 水 産 熊 谷 駅 前
6	2021年12月	大 喜 利 北 浦 和
7	2021年12月	と き わ 亭 熊 谷
8	2021年12月	も つ 鍋 お 多 福 南 越 谷
9	2021年12月	と き わ 亭 一 関
10	2022年4月	と き わ 亭 盛 岡 大 通

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症による当事業への影響の長期化に備え、中長期的な安定資金の確保を目的として金融機関より短期借入金、長期借入金合計6,300百万円の調達を行いました。

うち長期借入金について、日本政策投資銀行の制度融資を活用し3,000百万円、シンジケーション方式のコミットメントライン契約の長期転換に取引銀行1行を追加し7行との間で総額3,000百万円のシンジケートローン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

足許では、新型コロナウイルスの感染状況は第7波以降、落ち着きを見せているものの、原材料価格の高騰に伴う物価上昇や光熱費の高騰等もあり先行きが不透明な中、今後も予断を許さない状況が続くものと思われま。

このような環境下において、当社グループといたしましては、「食」に携わる企業として「日本の台所」の役割を果たしていくとともに企業価値の向上を目指し、各種施策に取り組んでいきたいと考えております。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、今後の経営環境の変化への対応も踏まえた各種施策に取り組んでまいります。具体的な課題としては、新業態開発を含めた業態変更への取組み、ブランドメニュー改定や仕入・購買力強化等による原価率上昇の抑制、SNSを利用したデジタルマ

ーケティング等による集客力強化、物流センターを拠点とした外販事業及びロジスティクス事業の展開、デリバリー・テイクアウト事業の継続推進、集客面や業務効率化におけるDXの推進、従業員のモチベーション向上施策におけるVC事業の推進等に取り組むことによって、収益力の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 (2019年8月期)	第49期 (2020年8月期)	第50期 (2021年8月期)	第51期 (2022年8月期)
売上高(百万円)	61,032	44,827	28,836	35,799
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	805	△3,253	△5,818	△410
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	150	△6,308	△4,864	△770
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	7円26銭	△300円61銭	△231円81銭	△36円70銭
総資産(百万円)	42,805	40,799	35,129	33,738
純資産(百万円)	22,671	16,133	11,141	10,065
1株当たり純資産	1,070円34銭	768円65銭	530円88銭	479円63銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2021年8月期にかかる各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 議決権比率 %	主要な業務内容
株式会社 ディ・エス物流	99	100.0	貨物自動車運送業及び酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物・水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	100.0	不動産事業及び害虫防除除菌事業
株式会社 光寿	10	80.0	食器・調理備品類の販売

(7) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社グループは、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送事業、その他事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲食事業：飲食店舗チェーンの展開
- ② 卸売事業：生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店等への食材卸
- ③ 不動産事業：不動産の賃貸・管理、賃借店舗物件の転貸
- ④ フランチャイズ事業：フランチャイズ店及びボランタリーチェーン店への経営指導等
- ⑤ 運送事業：食材等の運送
- ⑥ その他事業：ミヤビパン等の製造・販売、食器・調理備品類の販売

(8) 主要拠点等 (2022年8月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所及び工場の状況

本	社	東京都大田区大森北一丁目1番10号
D S ・ L ヘッドクォーター	羽田	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
名古屋物流センター		愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号
- ② 子会社の事業所及び工場

株式会社ディ・エス物流本社	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
米川水産株式会社本社及び加工場	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
株式会社光寿本社	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号

(9) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

区 分	人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
飲 食 事 業	1,124	△273	46.4	13.8
卸 売 事 業	77	5	47.1	13.9
不 動 産 事 業	26	△3	39.8	10.6
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	11	1	48.9	11.1
運 送 事 業	560	△15	44.2	8.0
そ の 他 事 業	155	△41	45.5	13.8
合 計 又 は 平 均	1,953	△326	45.6	12.0

- (注) 1. 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数970人（1日8時間換算）は含んでおりません。
 2. 関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,951
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,302
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,069
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,001
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	856
株 式 会 社 千 葉 銀 行	620
株 式 会 社 り ぞ な 銀 行	546
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	335
株 式 会 社 伊 予 銀 行	40
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	28
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	9
株 式 会 社 常 陽 銀 行	7
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	3

- (注) 上記の借入残高には、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社三菱UFJ銀行をコ・アレンジャーとした合計7行によるシンジケートローンの残高が含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,198,962株
 (自己株式 213,784株を含む)
 (3) 株 主 数 34,573名
 (4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 宇 宙	5,962	28.4
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,996	9.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,093	5.2
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000	4.7
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	1,000	4.7
平 辰	625	2.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	429	2.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	420	2.0
大 庄 従 業 員 持 株 会	389	1.8
大 庄 取 引 先 持 株 会	280	1.3

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2022年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年8月31日現在）

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 了 寿	経 営 全 般	(株)宇宙 代表取締役社長 米川水産(株) 代表取締役会長 (株)光寿 代表取締役会長
常 務 取 締 役	野 間 信 護	管 理 本 部 長 兼IT・経営企画部長 兼 リ ス ク 統 括	(株)ディ・エス物流 取締役 (株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)光寿 取締役
取 締 役	石 田 安 雄	営 業 本 部 長 兼法人営業推進室長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)ディ・エス物流 取締役
取 締 役	田 邊 隆 教	営 業 戦 略 本 部 長 兼 MD 開 発 部 長	米川水産(株) 代表取締役社長 (株)光寿 取締役
取 締 役	島 倉 俊 明	人 事 ・ 総 務 本 部 長 兼不動産事業部長	(株)光寿 監査役
取 締 役	塚 田 英 紀	商 品 本 部 長 兼 DSL 管 理 部 長	
取 締 役	亀 田 昌 則	企 画 本 部 長 兼企画宣伝部長 兼プロダクツセールス部長 兼 広 報 室 長	
取 締 役	三 浦 一 朗		
取 締 役	平 尾 覚		西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外 取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「スポーツ指導における暴力行為等に関する 第三者相談・調査委員会」 特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	青 柳 英 一		米川水産(株) 監査役 (株)ディ・エス物流 監査役 (株)アサヒビジネスプロデュース 監査役 (株)宇宙 監査役
監 査 役	寺 坂 史 明		株式会社富士通ゼネラル 社外取締役
監 査 役	田 村 潤		100年プランニング株式会社 代表取締役 ナイス株式会社 社外取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
監査役	内山義雄		内山公認会計士事務所 所長 株式会社タウンズ 取締役

- (注) 1. 取締役三浦一朗氏及び平尾覚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち寺坂史明氏、田村潤氏及び内山義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役内山義雄氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏及び社外監査役内山義雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏及び社外監査役寺坂史明氏、田村潤氏及び内山義雄氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。

これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。なお、全ての保険料を当社及び関連子会社が負担しております。

(2) 役員等の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

当社は2021年9月15日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、堅実経営、取締役の連帯責任経営の観点から、企業価値の持続的な向上を図るため、その実現に向け動機付ける報酬水準を確保することを目的として決定されるものとします。なお、その限度額は、1991年11月27日開催の定時株主総会において、年額360百万円以内と決議されております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

該当する事項はありません。

- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当する事項はありません。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である平 了寿がその具体的内容について委任を受け、諮問委員会（大庄ガバナンス委員会）に諮るものとします。委任した理由は、当社グループ全体の業績や経営状況に精通し、また各取締役の業務執行状況を把握しているためであります。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とします。

- ⑥ その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	149 (13)	149 (13)	— (—)	— (—)	9名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (13)	21 (13)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	171 (26)	171 (26)	— (—)	— (—)	13名 (5名)

- (注) 1. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
2. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
3. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員 の 状 況

① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況（2022年8月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況
取 締 役	三 浦 一 朗	
取 締 役	平 尾 覚	西村あさひ法律事務所 弁護士 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外監査役
監 査 役	寺 坂 史 明	株式会社富士通ゼネラル 社外取締役
監 査 役	田 村 潤	100年プランニング株式会社 代表取締役 ナイス株式会社 社外取締役
監 査 役	内 山 義 雄	内山公認会計士事務所 所長 株式会社タウンズ 取締役

(注) 上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	三 浦 一 朗	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	平 尾 覚	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	寺 坂 史 明	当事業年度開催の取締役会においては、14回中13回に出席し、監査役会においては12回中11回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監 査 役	田 村 潤	当事業年度開催の取締役会においては、14回中11回に出席し、監査役会においては12回中10回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監 査 役	内 山 義 雄	当事業年度開催の取締役会においては、14回中13回に出席し、監査役会においては12回中11回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

- | | | |
|--------------------------------------------|---------------|-------|
| (1) 名称 | EY新日本有限責任監査法人 | |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | | 40百万円 |
| (3) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | | 40百万円 |
| (4) 会計監査人の報酬額の同意について | | |

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当期の業績は非常に厳しい結果となったことから、期末の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂くことになりました。株主の皆様には、ご期待に沿えない結果となってしまったことを心よりお詫び申し上げます。また、次期の配当につきましては現時点では未定とさせていただきます。

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く状況の中、今期以降を見据えた各種施策に取組んでおり、早期の業績改善に努めるとともに配当の再開を目指してまいりますので、株主の皆様には引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,370	流動負債	8,537
現金及び預金	8,279	買掛金	1,544
売掛金及び契約資産	2,086	短期借入金	160
商品及び製品	566	1年以内返済予定長期借入金	3,581
原材料及び貯蔵品	98	1年以内償還予定社債	130
未収入金	620	リース債務	116
その他の	737	未払金	1,428
貸倒引当金	△17	未払法人税等	117
		未払消費税等	489
		賞与引当金	292
		株主優待引当金	243
		店舗閉鎖損失引当金	1
		資産除去債務	57
		その他の	373
固定資産	21,357	固定負債	15,135
有形固定資産	12,197	社債	425
建物及び構築物	7,094	長期借入金	10,475
機械装置及び運搬具	608	リース債務	411
工具・器具及び備品	229	退職給付に係る負債	1,721
土地	3,559	役員退職慰労引当金	167
リース資産	473	受入保証金	847
建設仮勘定	231	資産除去債務	857
無形固定資産	1,955	繰延税金負債	229
借地権	1,712	その他の	0
ソフトウェア	116	負債合計	23,673
その他の	126	純資産の部	
投資その他の資産	7,204	株主資本	10,070
投資有価証券	868	資本金	100
長期貸付	6	資本剰余金	9,690
差入保証金	4,286	利益剰余金	529
敷延税金資産	1,867	自己株式	△250
その他の	37	その他の包括利益累計額	△5
貸倒引当金	187	その他有価証券評価差額金	0
	△49	土地再評価差額金	△5
繰延資産	10	純資産合計	10,065
社債発行費	10	負債及び純資産合計	33,738
資産合計	33,738		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		35,799
売上原価		20,087
売上総利益		15,712
販売費及び一般管理費		21,102
営業損失		5,390
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
貸倒引当金戻入額	10	
受取損害賠償金	24	
受取保険金	38	
投資有価証券売却益	87	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	3,939	
雇用調整助成金	989	
その他の	109	
営業外費用		5,203
支払利息	82	
貸倒引当金繰入額	1	
減価償却費	4	
支払手数料	29	
退職給付費用	26	
その他の	80	
経常損失		224
特別利益		410
固定資産売却益	144	
受取業補償金	249	
事業譲渡益	42	
特別損失		436
固定資産除却損失	104	
減損損失	460	
店舗閉鎖関係整理損失	142	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	1	
税金等調整前当期純損失		708
法人税、住民税及び事業税	104	
法人税等調整額	△16	
当期純損失		87
非支配株主に帰属する当期純損失		770
親会社株主に帰属する当期純損失		0
		770

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池 田 洋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年10月25日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役 青 柳 英 一 (印)

社外監査役 寺 坂 史 明 (印)

社外監査役 田 村 潤 (印)

社外監査役 内 山 義 雄 (印)

以 上

計算書類

貸借対照表 (2022年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,000	流 動 負 債	8,414
現金及び預金	7,103	買掛金	1,151
売掛金及び契約資産	1,126	短期借入金	1,000
商品及び製品	350	1年以内返済予定長期借入金	3,571
原材料及び貯蔵品	87	1年以内償還予定社債	130
前払費用	432	リース債	107
未収入金	642	未払法人税等	1,131
その他の当金	270	未払消費税	100
貸倒引当金	△12	未払引当金	167
		主株優待引当金	243
		店舗閉鎖損失引当金	1
		資産除却引当金	57
固 定 資 産	20,818		342
有 形 固 定 資 産	11,388	固 定 負 債	13,878
建物	6,519	社債	425
機械及び装置	576	長期借入金	10,085
工具・器具及び備品	219	リース借入金	381
土地	3,368	退職給付引当金	1,401
リース資産	444	役員退職労引当金	139
建設仮勘定	231	受入保証負債	687
その他の固定資産	28	資産除却金	758
無 形 固 定 資 産	1,140	繰延税引負債	0
借地権	920	その他の負債	0
ソフトウェア	96	負 債 合 計	22,292
その他の資産	123	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	8,289	株 主 資 本	8,541
投資有価証券	868	資本金	100
関係会社株	1,410	資本剰余金	9,511
差入保証金	4,031	資本準備金	2,908
敷金	1,839	その他の資本剰余金	6,602
その他の当金	184	利益剰余金	△818
貸倒引当金	△45	その他の利益剰余金	△818
		繰越利益剰余金	△818
		自己株式	△250
		評価・換算差額等	△5
繰 延 資 産	10	その他有価証券評価差額金	0
社債発行費	10	土地再評価差額金	△5
資 産 合 計	30,829	純 資 産 合 計	8,536
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	30,829

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		25,927
売上原価		10,180
売上総利益		15,747
販売費及び一般管理費		21,185
営業外収益		5,438
受取利息及び配当金	4	
受取損害賠償金	24	
受取有価証券売却益	38	
投資有価証券売却益	87	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	3,939	
雇用調整助成金	982	
その他	95	
営業外費用		5,172
支払利息	82	
支払手数料	29	
退職給付費用	26	
その他	83	
経常利益		223
特別利益		488
固定資産売却益	144	
受取事業補償金	249	
事業譲渡益	42	
特別損失		436
固定資産除却損失	104	
減損損失	460	
店舗関係整理損失	142	
閉店損失引当金繰入額	1	
税引前当期純損失		708
法人税、住民税及び事業税	58	
法人税等調整額	△0	
当期純損失		760
		58
		818

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 洋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の2021年9月1日から2022年8月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額818,857,467円を計上しております。

つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えを行うものであります。

1. 剰余金の処分にに関する事項

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 減少する剰余金の項目とその額 | |
| その他資本剰余金 | 818,857,467円 |
| (2) 増加する剰余金の項目とその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 818,857,467円 |
| (3) 剰余金の処分の効力を生ずる日 | |
| 2022年11月28日 | |

なお、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 附則 1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

現在の取締役、野間 信護氏、塚田 英紀氏及び亀田 昌則氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数 (うち、持株会制度による株式数)
1	野間 信護 (1964年3月25日生)	1986年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 2013年4月 同行川崎法人営業部長 2014年4月 同行京浜法人営業部長 2015年4月 同行麹町法人営業部長 2017年5月 同行出向、当社管理本部副本部長 2018年5月 当社入社 執行役員管理本部副本部長 2018年6月 (株)光寿取締役(現任) 2018年9月 当社執行役員管理本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2018年10月 (株)ディ・エス物流取締役(現任) 2018年10月 米川水産(株)監査役 2018年11月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2019年10月 (株)アサヒビジネスプロデュース取締役(現任) 2019年11月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2020年11月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長兼リスク統括 2021年4月 当社常務取締役管理本部長兼IT・経営企画部長兼リスク統括(現任)	3,450株 (1,850株)
	【取締役候補者とした理由】 野間信護氏につきましては、管理本部を管掌する取締役として、財務・会計、法務・リスク統括、DX推進等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	塚田 英紀 (1964年11月11日生)	1993年4月 (株)ノースウィンド(2004年5月(株)大運と合併し、(株)ディ・エス物流に商号変更) 設立時、専務取締役 2004年5月 (株)ディ・エス物流常務取締役 2015年10月 同社代表取締役社長 2019年9月 当社執行役員商品本部副本部長 2020年11月 当社取締役商品本部長兼DSL管理部長(現任)	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 塚田英紀氏につきましては、商品本部を管掌する取締役として、フードビジネス、購買・物流、DX推進等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数 (うち、持株会制度による株式数)
3	かめだまさのり 亀田昌則 (1976年7月12日生)	2003年11月 (株)B R I S K入社 2011年1月 当社入社 広報室課長 2014年11月 当社広報室次長 2016年10月 当社企画宣伝部長 2019年3月 当社執行役員企画本部副本部長兼企画宣伝部長 2020年11月 当社取締役企画本部長兼企画宣伝部長兼プロダクツセールス部長兼広報室長(現任)	1,568株 (568株)
<p>【取締役候補者とした理由】 亀田昌則氏につきましては、企画本部を管掌する取締役として、営業・マーケティング、ブランディング戦略の立案・実施等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約内容の概要は、事業報告14ページ「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2023年1月に更新する予定です。

以上

【ご参考】

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	フード ビジネス	営業・ マーケ ティング	購買 物流	財務 会計	人事 労務	法務・ リスク 管理	DX推進
平 了 寿	代表取締役社長	●	●	●	●		●	●	●
野間 信護	常務取締役 管理本部長 兼リスク統括	●	●			●		●	●
石田 安雄	取締役 営業本部長		●	●			●		
田邊 隆教	取締役 営業戦略本部長		●	●	●				
島倉 俊明	取締役 人事・総務本部長					●	●	●	●
塚田 英紀	取締役 商品本部長		●		●				●
亀田 昌則	取締役 企画本部長		●	●				●	●
三浦 一郎	社外取締役 【独立】	●					●	●	
平尾 覚	社外取締役 【独立】	●					●	●	
青柳 英一	常勤監査役	●				●	●	●	
寺坂 史明	社外監査役	●	●				●	●	
田村 潤	社外監査役	●	●	●					
内山 義雄	社外監査役 【独立】					●		●	

第51回定時株主総会会場案内図

会 場：東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
交 通：JR大崎駅「南改札口」 徒歩約5分

